

会発0917第12号
令和6年9月17日

各 部 局 長 }
各地方厚生（支）局長 } 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添1のとおり、財務省主計局主計監査官より別添2のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付会発第737号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（令和6年能登半島地震による災害により被災した厚生労働省所管補助施設に対して適用する。）については、一部改正するので、遺漏なきようお願いしたい。

また、同通知については各都道府県知事等にも送付しているので申し添える。

財計第 3 7 1 7 号
令和 6 年 9 月 1 7 日

各財務（支）局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

財務省主計局長
宇波 弘貴
(公印省略)

「令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）」の一部改正について

「令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府子ども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）（令和 6 年 4 月 25 日付財計第 2497 号）」により通知している内容については、一部改正し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号、以下「調査要領」という。）」別表 1 に定める一部施設について、調査要領第二（2）の「申請額が 2 0 0 万円未満の箇所」を以下のとおりに読み替える。

内閣府子ども家庭庁所管補助施設	「申請額が 2, 8 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管医療機関施設等	「申請額が 1 億 9, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「申請額が 2 億 8, 0 0 0 万円未満の箇所」
厚生労働省所管社会福祉施設等	「申請額が 2, 8 0 0 万円未満の箇所」

2. 調査要領別表 1 に定める一部施設について、調査要領第九（2）の「調査額が、1 億円以上の場合」を以下のとおりに読み替える。

内閣府子ども家庭庁所管補助施設	「調査額が 2 億 8, 0 0 0 万円以上の場合」
厚生労働省所管医療機関施設等	「調査額が 6 億 2, 0 0 0 万円以上の場合」
厚生労働省所管保健衛生施設等	「調査額が 7 億 6, 0 0 0 万円以上の場合」
厚生労働省所管社会福祉施設等	「調査額が 2 億 8, 0 0 0 万円以上の場合」

3. 調査要領別表 1 に定める限度額について、「ただし、保育所にあつては 400 千円」を「ただし、保育所にあつては 300 千円」と読み替える。

4. 「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」（昭和 59 年 9 月 7 日付事務連絡第 226 号）の別紙に定める施設のうち内閣

府子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する複合施設（別紙）である場合、調査要領別表1に定める限度額について、「別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円」を「別に定める内閣府子ども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等を一箇所で複数運営する複合施設ごとに800千円」と読み替える。

5. 調査要領第八の規定により官庁建物等災害復旧費実地調査要領（昭和47年6月6日付蔵計第1905号。以下「官庁建物実地調査要領」という。）の取扱いに準じて処理する場合の官庁建物実地調査要領第8第2項(2)の取扱いについて、現地の被災状況に鑑み、これにより難しい場合は、現地適正単価によることができるものとする。

以上

事務連絡監査第 19 号
令和 6 年 9 月 17 日

各財務（支）局理財部長 殿
沖縄総合事務局財務部長 殿

財務省主計局主計監査官
副 島 茂

「令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設）」の一部改正について

「令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省及びこども家庭庁所管補助施設）（令和 6 年 4 月 25 日付事務連絡監査第 1 号）」により通知している内容については、一部改正し、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 現地適正単価の取扱いについて、令和 6 年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和 6 年 3 月 27 日付財計第 1739 号により通知されているが、当該通知の 3. において「1. 及び 2. により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。
なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも 2 社以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。
ただし、以下の場合については理由書の提出を行い、自治体の了承のもと 1 者見積もりでも協議可能とすることとしたい。
 - 被災により地域に見積もりができる事業者が 1 社しかない場合
 - 地域に見積もりができる事業者が 2 社以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積もり書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合。
2. 「令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設）」の一部改正について（令和 6 年 9 月 17 日付財計第 3717 号）」第 5 に規定する「現地適正単価」についても、上記 1 と同様とする。
3. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。

(ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。

(イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。

- 建物（新築復旧）
被害の主な箇所が確認できる写真
- 建物補修復旧、建物以外の工作物、土地
被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）
- 設備
備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真
ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上

会発0917第11号
令和6年9月17日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各中核市市長 } 殿

厚生労働省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添1のとおり、財務省主計局主計監査官より別添2のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付会発第737号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（令和6年能登半島地震による災害により被災した厚生労働省所管補助施設に対して適用する。）については一部改正するので、遺漏なきようお願いしたい。